令和９年度岐阜県予算及び施策に関する要望書

岐阜県町村会

令和９年度県の予算及び施策に関する要望事項

岐阜県町村会

【 重 点 要 望 】

１　地方創生の推進…… １
２　町村財政基盤の確立…… １
３　防災・減災対策の充実強化…… ２
４　少子化対策とこども・子育て政策の推進…… ３
５　学校給食費の抜本的な負担軽減…… ４
６　東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の４車線化の促進
及び濃飛横断自動車道の事業推進…… ４
７　道路網の整備推進及び維持管理財源の確保…… ５
８　地域交通対策の推進…… ６
９　地域医療の確保…… ６
10　町村消防の充実強化…… ７

【 一 般 要 望 】

Ⅰ　地方分権改革関係

１　地方創生の推進…… ７
２　町村自治の確立…… ８

Ⅱ　町村財政対策関係

１　町村財政基盤の確立…… ９
２　過疎対策事業債の充実改善…… １０
３　社会資本整備総合交付金の確保…… １０
４　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の継続及び拡充…… １１
５　間接補助金の交付完了日要件の見直し…… １１
６　岐阜県市町村支援補助金の拡充…… １１

Ⅲ　地震防災対策関係

１　防災・減災対策の充実強化…… １１
２　原子力災害対策の充実強化…… １２

Ⅳ　少子化対策関係

１　少子化対策とこども・子育て政策の推進…… １２

Ⅴ　福祉・医療関係

１　医療保険制度の安定的運営…… １４
２　介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保…… １４
３　障害者保健福祉施策の推進…… １５
４　措置制度に対する支援等…… １５
５　民生委員・児童委員制度の見直し…… １６
６　ひきこもり地域支援センターの拡充…… １６
７　地域共生社会の実現 １６

Ⅵ　教育・文化・スポーツ関係
　１　教育行政の推進…… １７
Ⅶ　交通・通信の整備、情報化関係
　１　生活交通ネットワークの維持及び確保…… １８
　２　デジタル化施策の推進…… １９
　３　マイナンバーカードの利活用機会の拡充…… ２０
Ⅷ　道路整備関係
　１　道路網の整備推進及び維持管理財源の確保…… ２１
Ⅸ　治水・砂防・治山関係
　１　災害から守るための河川整備の推進…… ２２
　２　新丸山ダム建設事業の促進…… ２２
　３　砂防事業の推進…… ２３
　４　治山事業の推進…… ２３
Ⅹ　生活環境施設関係
　１　水道施設の整備促進…… ２３
　２　県営水道における受水費の見直し…… ２４
　３　合併処理浄化槽設置の普及推進…… ２４
　４　下水道施設の整備促進…… ２４
　５　ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等…… ２５
ⅩⅠ　農業・農村振興対策関係
　１　農業・農村対策の推進…… ２５
　２　野生鳥獣被害防止対策の推進…… ２６
ⅩⅡ　森林・林業振興対策関係
　１　森林整備の推進…… ２６
　２　森林環境譲与税の配分のあり方等…… ２７
　３　清流の国ぎふ森林・環境基金事業の拡充…… ２７
ⅩⅢ　エネルギー対策関係
　１　再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する
　　財政的支援…… ２７
　２　環境保全対策の推進…… ２８
ⅩⅣ　その他
　１　地籍調査事業の推進…… ２８
　２　空き家対策に係る補助の拡充及び規制緩和…… ２８
　３　地域活性化起業人制度の受入自治体要件の緩和…… ２９
　４　旅券のオンライン申請手続きの改善…… ２９
　５　岐阜県企業立地促進事業補助金の見直し…… ２９
　６　飼い主のいない猫の問題対策…… ２９

【 重 点 要 望 】

１　地方創生の推進

農山村地域は、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全など、国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、人口減少による担い手不足が課題となる中においても、町村は引き続き地域を守っていく必要がある。

このためにも、国の地域未来戦略の方向性を踏まえ、町村が地域の実情に応じた地方創生に資する取組を推進することで､地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことが重要である。

よって、県は地域未来戦略の目標である強い地域経済の好循環を通じて「日本列島を、強く豊かに」していくため次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 人口減少の克服と東京一極集中を是正するため、国が主導して様々な企業・大学・政府機関の地方移転と稼げる産業の地方分散を強力に推進すること。

(2) 地域未来交付金については、必要額を確実に確保するとともに、町村が実施する事業に対する十分な支援を講じること。

　また、交付申請の要件とされている実施計画について、他の法令等に基づき作成している計画と内容が重複するものは、当該計画の添付により代替可能とするなど事務手続の簡素化を図ること。

(3) 町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に当たっては、財政負担が大きな課題となっていることから、積極的な財政支援を行うこと。

　また、条件不利地域を含めた全ての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含む全ての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、国において必要な措置を講じること。

２　町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており､国､地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

町村が、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方交付税率の引上げを含めた抜本的な見直しを行うとともに、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

(2) 地方一般財源総額については、2027 年度までにおいて、2024 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保して、地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化することが「骨太の方針 2024」に明記されているが、町村が行財政運営を安定的に行えるよう、地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。

(3) 個人住民税の基礎控除等に係る必要な対応の検討に当たっては、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じることのないよう、丁寧な議論を行うこと。

(4) 自動車関係諸税の在り方の検討に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、安定的な地方税財源の確実な確保を前提とすること。その際、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(5) 揮発油税等の当分の間税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収に対しては、代替となる安定的な恒久財源を確実かつ早急に確保すること。

(6) 固定資産税を国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。

　併せて、税負担軽減措置等を引き続き検討し所要の見直しを行うこと。

(7) 消費税は、地方交付税の原資分も含めて約 4 割が地方財源であり、社会保障施策を支える極めて重要な役割を担っていることから、食料品等に係る消費税率の時限的な引下げを強行する場合は、地方の減収に対して必要な財源を確実に措置するとともに、地方財政運営に支障が生じることのないよう万全の対応を講じること。

　また、地方消費税及び地方消費税交付金の減収分については、自治体間で費用負担の差が生じることのないよう、地方交付税による措置ではなく、全額国の責任において、地方特例交付金等により確実に補填すること。

３　防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 集中豪雨等による大規模災害により甚大な被害を受けた町村に対し、国庫補助金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による十分な財政支援を講じること。

(2) 国土強靭化実施中期計画の予算規模については、物価や賃金水準の上昇に伴う事業費増額分を十分に反映した実効性のあるものとし、これを安定的・継続的に措置すること。

なお、県の一般財源や他の重要施策の予算を侵食しないよう、通常予算とは別枠で確保すること。

また、財政力や職員数に限りがある町村は、防災インフラの整備や管理、地域計画の策定・進捗管理にマンパワーが割かれ他の重要課題への取り組みに遅れが生じやすい状況にあるので、通常業務や他分野の施策推進へのしわ寄せが生じないよう配慮すること。

(3) ライフライン保全対策事業を継続的に実施し、予算を確実に確保すること。

(4) 災害発生時における孤立集落への対策のため、備蓄食料・飲料水や自家発電機・ポータブル電源等購入にかかる補助制度を創設すること。

(5) 緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を恒久化するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。

また、地域の実情を踏まえ、耐震補強済みの施設を含めた防災・減災対策に資する施設整備全般について、対象範囲を拡大すること。

(6) 公共施設等適正管理推進事業債の事業期間を令和９年度以降も延長し、恒久化すること。

併せて、事業の対象に旧庁舎を加えること。

４　少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 保育の無償化にかかる 0～2 歳児クラスの所得制限の撤廃と、第 2 子以降も多子軽減によらず完全無償化とすること。

なお、こども・子育て支援策に地域間格差が生じることのないよう全国一律の施策として国の財源を責任において実施し、市町村の財政負担が生じないよう制度設計を行うこと。

(2) 県は、各圏域に「子育て人材支援センター」を設置し、更なる支援を充実すること。

(3) 国は乳幼児医療費無料化制度を創設すること。

(4) 県は現在、小学校就学前までとしている乳幼児医療費助成制度の対象期間を 18 歳年度末まで拡大すること。

５　学校給食費の抜本的な負担軽減

小学校を対象とする学校給食費の負担軽減が令和８年度から実施されたところではあるが、中学校給食費の負担軽減は実現していない。

すべての子どもたちの教育費負担軽減と教育機会の公平性が一体的に推進されるよう県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 小学校にとどまらず、中学校についても早期に実現すること。

(2) 基準額については、超過分を自治体や保護者が負担することにより地域間格差が発生していることを踏まえ、全国一律の定額基準ではなく、近年の物価高騰の実態や地域の実情（食材価格や献立内容等）を柔軟に反映した実費を基本とした見直し（増額）を行うこと。

(3) 基準額を超える部分については、各町村の特色のある給食の提供を尊重しつつ、保護者負担や自治体間の財政負担に過度の差が生じることのないよう、国の責任において必要な措置を講じること。

(4) 学校給食センター施設改修に係る経費について、補助事業を創設すること。

６　東海環状自動車道の早期完成、東海北陸自動車道の 4 車線化の促進及び濃飛横断自動車道の事業推進

東海環状自動車道は、三大都市圏環状道路の一つとして、我が国の成長力の強化につながる極めて重要な社会基盤である。

東海北陸自動車道は、東海地域と北陸地域を直結することから、物流や観光産業振興等のために大変重要な道路となっている。

濃飛横断自動車道は、中央自動車道と東海北陸自動車道を結び、リニア中央新幹線岐阜県駅のアクセス道路として周遊観光のための道路として非常に重要な道路である。

また、近年は豪雨・台風・地震など自然災害が相次ぎ、南海トラフ地震で大規模な被害が想定される当地域においては、災害時における住民避難や支援物資輸送ルートとして交通網確保は必要不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 東海環状自動車道は、一日も早く全線完成させること。

(2) 東海環状自動車道の暫定2車線供用区間について4車線化を早期に事業化すること。

(3) 東海環状自動車道に直結する沿線各地のアクセス道路等をはじめ、沿線以外の市町におよぶアクセス道路や架橋を早期に整備すること。

(4) 東海北陸自動車道の4車線化について、残された飛騨清見IC～白川郷IC間の早期事業化を図ること。

(5) 濃飛横断自動車道の下呂～中津川間の早期事業化を図ること。

7　道路網の整備推進及び維持管理財源の確保

道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、災害時の住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は認識されているところである。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路施設は老朽化対策が必要となるが、地方においては、メンテナンスサイクルの予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 社会資本整備重点計画に基づき、著しく立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう財政措置を充実すること。

(2) 国道・県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備推進と維持管理のため、適切な財政措置を講じること。

(3) 老朽化対策にあたり、地方の予算不足、人材不足、技術力不足といった課題を解決できるよう支援をすること。

特に、点検・修繕事業のメンテナンスサイクルを確立する上で必要な道路の予算を確保するとともに、現在の国庫補助率の引き上げを図ること。

併せて、町村の土木技術職員の人材育成を支援すること。

８　地域交通対策の推進

公共交通である鉄道とバスは、高齢者や児童・生徒などの交通弱者に配慮した地域に最低限必要なサービスであり、住民の生活交通として重要なものである。このような公共交通の維持に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 地方の路線バスへの補助要件の緩和及び補助率の拡充を図ること。

(2) 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象系統の要件を緩和し、補助率の拡充を図ること。

(3) 県の市町村バス交通総合化対策費補助金について、引き続き予算を確保すること。

(4) 県において、県内交通関係者の連携を推進し、市町村間等広域に跨る新たな路線の実証実験等に対する支援をすること。

(5) 存続が問題となっている不採算地方鉄道路線の整備と維持については、沿線市町の取り組みだけでは限界があるので、地方鉄道が安定的に継続可能な運行が確保できるよう、沿線市町が財政負担を行っている路線への安全対策や利用促進・存続維持のために国・県が積極的に関与し、確実な予算確保と支援の拡充を図ること。

９　地域医療の確保

地域医療の要となる自治体病院においては、医師不足による稼働率の低下と外来入院患者数の減少に歯止めがかからない状態であり、もはや「地域の医療は、地域で守る」では限界がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 中山間地域における医師及び保健師等専門人材の確保・定着及び育成並びに医療職の地域偏在を解消する施策を推進すること。

(2) 岐阜県地域医療確保事業費補助金について、令和９年度以降も継続すること。

(3) 中核病院等により設置される寄附講座への補助率を見直すとともに、診療所への医師や医療従事者に対する人材育成､確保のための人件費等補助制度の整備を図ること。

(4) 医療サービスの乏しい地域における民間医療機関の施設整備に関する補助制度を創設すること。

10　町村消防の充実強化

近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守るため、消防防災体制の充実強化を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 市町村消防の圏域単位での広域化を推進するため、県が積極的な関与と支援をすること。

(2) 地域の実情に応じた消防指令センターの共同運用などの消防の連携・協力、又は広域化の推進に係る支援をすること。

(3) 不足している消防団用資機材等の新規配備はもとより、定期的な装備の更新や老朽化した消防施設の建替えに対する財政措置を充実強化すること。

また、消防車両や消防ポンプ等のように、整備に多額の予算を必要とする資機材の整備については別に財源措置を行うこと。

(4) 消防団員の出動報酬に対し、実態にあった日数に基づき交付税措置をすること。

(5) 消防団員の確保等にかかる補助制度を拡充すること。

【一般要望】

Ⅰ　地方分権改革関係

1　地方創生の推進

農山村地域は、食料・エネルギーの供給、水源かん養、自然環境の保全など、国民生活に欠くことのできない重要な役割を担っており、人口減少による担い手不足が課題となる中においても、町村は引き続き地域を守っていく必要がある。

このためにも、国の地域未来戦略の方向性を踏まえ、町村が地域の実情に応じた地方創生に資する取組を推進することで、地域経済の拡大等による安定した暮らしの実現を図り、誰もが住み続けたいと思える魅力ある地域社会を築くことが重要である。

よって、県は地域未来戦略の目標である強い地域経済の好循環を通じて「日本列島を、強く豊かに」していくため、特定地域づくり事業協同組合について、制度の周知や設立の相談体制を充実し、円滑に設立・運営できるよう支援するよう特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

２　町村自治の確立

住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、魅力あふれる地域を創るために、町村が自らの判断と発想で地域の個性を活かした地域づくりができる仕組みにしなければならない。

よって、県は町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、分権型社会を構築するため、次の事項の実現に向けて、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 権限移譲の推進、義務付け・枠付けの廃止・縮小等

① 国と地方の役割分担を一層明確化するとともに、権限の移譲及び規制緩和を推進すること。

② 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌すべき基準化及び条例制定権を拡大すること。その際、町村が条例化に向けて検討が行えるよう適切な情報提供を行うこと。

③ 国が制度の創設・拡充を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、町村に対する調査･照会業務については、緊急性や必要性に乏しいものや重複しているものがあるため、廃止、統合を含めた必要な見直しを行うこと。

④ 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

(2) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(3) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

(4) 道州制は導入しないこと。

Ⅱ　町村財政対策関係

1　町村財政基盤の確立

現在我が国では、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方挙げて積極的に取り組んでいく必要がある。

町村が、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、県は次の事項の実現に向けて、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 所得税の基礎控除等の見直しを行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。

(2) 臨時財政対策債はいずれ廃止することとし、引き続き発行額の縮減・抑制に努めること。

(3) 地方交付税の有する「地方公共団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能」と、「どの地域に住む住民にも一定のサービスが提供できる財源保障機能」を堅持すること。

(4) 業務改革の取り組み等の成果を反映した基準財政需要額の算定について、行政コストの差は人口や地理的な条件によるところが大きいうえ、中山間地域では民間委託が困難な実態を踏まえ、町村の財政運営に支障が生じないよう十分配慮すること。

(5) 過去に大幅な縮減が行われた段階補正の全額復元に取り組むこと。

(6) 「地方創生推進費」に係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域や財政力の弱い町村においては、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮すること。

(7) 公共施設等の適正管理について

① 町村が、公共施設等の老朽化対策及び地域活性化への取組等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

② 除却経費に関する補助制度を創設すること。

③ 町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

④ 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設計画」の見直しに係る補助金制度を創設すること。

⑤ 令和８年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業債」については、事業期間を延長すること。

また、対象事業を拡充するとともに、財政措置を充実強化すること。

(8) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。

(9) ゴルフ場利用税は、現行制度を堅持すること。

(10)国際観光旅客税の使途を、地方の観光資源の整備に充てること。

(11)企業版ふるさと納税制度を恒久化し、要件緩和及び対象事業の柔軟化を図ること。

(12)ふるさと納税制度の見直しに当たっては、急激な制度変更を避けるとともに、大手ポータルサイトの手数料の適正化や一定の制限措置について検討を行うなど地域経済の持続発展につながる制度運用とすること。

(13)会計年度任用職員への勤勉手当の支給に要する経費について、引き続き必要な財政措置を講ずること。

(14)全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。

2　過疎対策事業債の充実改善

過疎対策事業債は老朽化した道路や橋梁などのインフラ整備、公共施設の建て替えや改修などによる長寿命化等多くの予算を必要とする事業に活用され、今後も積極的な活用が見込まれる。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 過疎地域のニーズを踏まえ、過疎対策事業債の所要額を確保するとともに、元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

また、住民生活の利便性を確保するために活用できるソフト事業に係る発行限度額を大幅に拡大し、自治体の裁量を高めること。

(2) 過疎対策事業債における公共施設マネジメント特別分は、通常分とは合算せず別枠で配分すること。

3　社会資本整備総合交付金の確保

自治体が事業を推進する上で、社会資本整備総合交付金は有効な財源であるが、交付金の配分が制限され、事業の推進に支障が生じている。

よって、県は円滑に事業が推進できるよう安定的な財源の確保及び補助率を嵩上げ（50%→55%）するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

４　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等の継続及び拡充

歴史的な物価高騰に加え、急激な円安や国際情勢の変化により地域経済は引き続き厳しい状況にあることから、地方単独事業等に対する財政支援が必要である。

よって、県は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を地域経済が安定するまで継続するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

また、県は同交付金を活用した「住宅リフォーム支援事業費補助金」の継続及び予算を拡充するよう要望する。

５　間接補助金の交付完了日要件の見直し

間接補助金として補助を行う事業で、年度末まで事業を実施する場合に、年度末までに交付が完了しないケースがあり、現行の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっている。

よって、県は間接補助金の交付完了日要件を見直すよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

６　岐阜県市町村支援補助金の拡充

物価高騰等の影響により、町村における事業費が増加していることから、県は岐阜県市町村支援補助金の上限額及び予算額を引き上げるよう要望する。

また、「意欲的かつ先導的な」といった抽象的な採択要件を改め、明確なルールのもと市町村に寄り添う形で運用するよう要望する。

Ⅲ　地震防災対策関係

１　防災・減災対策の充実強化

近年、台風や集中豪雨等の災害が頻発しており、これらに対処する被災町村の財政基盤は脆弱であり、復旧・復興には国による万全な支援が不可欠である。

加えて、我が国は地震列島であり、南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくない状況である。その被害を最小限にとどめるため、大地震や台風・豪雨等災害を教訓とした全国的な防災・減災対策の強化が急務である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 南海トラフ地震、火山噴火、集中豪雨に対し、観測・監視体制を強化するとともに、国の関係機関を含めた広域防災体制を早期に構築すること。

また、自治体との連携の下、これら災害に対する調査研究が、より一層推進されるよう必要額を確保すること。

(2) 災害時における支障木伐採については、国から直接、電力会社へ補助するなど迅速かつ直接的な制度を創設すること。

(3) 木造住宅耐震改修工事費補助金について、補助限度額を引き上げること。

(4) 災害の激甚化に対応できるよう、国所有の排水ポンプ車の増強を図ること。

２　原子力災害対策の充実強化

原子力規制委員会において、原子力災害対策指針の改定が随時行われ、内容は拡充されつつあるが、国の対策は、UPZ（原発から概ね 30km）内が中心であるとともに、地方自治体が講じる UPZ 外の対策については必要な財源が措置されていない。

よって、県は、UPZ 外の地域の防災体制を充実・強化するため次の事項を実現するよう、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 防護措置の実施に必要な資機材の確保など事前対策の充実・強化を図ること。

(2) きめ細かな防護措置が実施できるように、地方自治体が講じる対策について、所要の財源措置を行うこと。

Ⅳ　少子化対策関係

１　少子化対策とこども・子育て政策の推進

我が国における少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。

少子化対策は喫緊に対応しなくてはならない最重要課題であり、あらゆる政策を総動員して少子化傾向を反転させなくてはならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 保育士を目指す学生向けの有利な奨学金制度等の創設や保育士の魅力（イメージ）アップの施策など新たな保育人材の確保に向けた取り組みを強化すること。

(2) 公立の保育所等の施設整備及び設備更新に対する補助制度を創設すること。

(3) 放課後児童クラブの施設整備に対する「子ども・子育て支援施設整備交付金」の基準額を実際の整備費用に見合った額へ拡大すること。

(4) 支援員の配置に必要な経費の補助単価を引き上げ、支援員等の処遇改善を推進すること。

(5) 国が推進する「こどもの居場所づくり」の理念に基づき、放課後児童クラブ、放課後子供教室等放課後の居場所事業について、公益性、福祉性の高い事業として整理し、消費税法上の非課税措置の対象範囲を拡充し明確化すること。

(6) 就学前教育・保育施設整備交付金については、民間事業者の計画・要望に対応できるよう必要な予算額を確保するとともに、対象事業を拡充すること。

また、小規模自治体の実情を踏まえ、「企業における子ども・若者・子育てを支援する取り組み」をさらに見える化し、自治体と企業等の協働によるモデル事業等を提示すること。

(7) 地域こどもの生活支援強化事業の拡充、必要な予算額の確保及び事業の継続を図ること。

また、事業の周知、活用促進のため、丁寧な情報提供を行うこと。

(8) 県は、地方公務員の人材確保に係る特別交付税措置を活用し、「こども家庭センター」に配置する統括支援員等の専門性を有する人材の派遣を支援すること。

また、県担当者による定期訪問・巡回相談等の広域支援体制を構築すること。

(9) こども誰でも通園制度の補助単価の引き上げ及びキャンセル時の費用負担の見直しを図ること。

また、県はこども誰でも通園制度が、地域性に沿った制度として実施できるよう必要な助言・支援を行うとともに複数市町村の連携実施や広域対応についても支援の仕組みを検討すること。

(10) こども誰でも通園制度と既存の一時預かり保育等との統合など、市町村の実情に合わせた運用ができるよう制度上の柔軟性を確保すること。

(11) こども計画策定にあたり活用可能な補助金等の全容及び計画化の先行事例を収集、整理し、情報提供すること。

また、専門的部分について、アドバイザー派遣等、小規模町村向けの支援スキームを検討すること。

(12) 県は、県内で出産・子育てしやすい環境を整備できるよう、子育て世帯に対する更なる経済支援施策を創設すること。

Ⅴ　福祉・医療関係

１　医療保険制度の安定的運営

国民健康保険は他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いほか、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えながらも、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を果たしていかなくてはならない。

また、後期高齢者医療制度については、今後の高齢化の進展や医療技術の向上等により医療費が増大し、更に厳しい運営を強いられるおそれがある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 国民皆保険制度を堅持するため､都道府県を軸として保険者の再編･統合を推進し、公的医療保険を一本化すること。

また、保険料水準の県内統一に伴って被保険者の負担が増加する場合、激変緩和措置を含めた財政支援をすること。

(2) 持続可能な国民健康保険制度に向けた財政支援措置の更なる充実強化を図ること。

また、高度医療にかかる保険者負担の軽減制度の実現と医療費抑制に向けた健康推進事業に対する財政支援を強化するとともに、健康診断受診率向上のための技術的・財政的支援を行うこと。

(3) 町村が独自に実施している重度心身障害者やひとり親家庭等、子ども以外を対象とする医療費助成制度への国庫負担金及び普通調整交付金の減額調整措置の廃止及び県の「減額措置対策費補助金」を継続すること。

(4) 資格確認書について、職権交付を今後も認める、あるいは保険者・保険の種類によって異なる取扱いの統一等、運用方法を明確にすること。

２　介護保険制度の広域化の推進及び人材の確保

町村においては、2040 年に向けて生産年齢人口に加え、高齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、サービス提供体制の維持・確保等、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 介護保険料の賦課・徴収、認定、保険給付等の業務をより広域化し、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

(2) 地域包括支援センターの主任介護支援専門員など専門職の人員要件及び委託要件を緩和すること。

(3) 中山間地区における在宅介護体制を維持するため、移動時間を適切に評価する介護報酬上の加算制度を創設すること。

3　障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業費補助金について、実態に応じた基準額とすること。

(2) 圏域ごとに強度行動障がい者（児）が利用できる通所・入所施設ができるよう各事業者に対し補助金等の支援を行い、設置を進めること。

(3) 岐阜県精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費補助金について、年度を通じて申請者に助成した全額を補助対象とすること。

(4) 社会的参加を促し認知症予防を促進するため、難聴高齢者への補聴器購入に関する補助制度を創設すること。

4　措置制度に対する支援等

養護老人ホームにおいて措置制度による運営が行われているが、近年の物価高騰の影響もあり、施設の経営が困難になっている。

さらに、今後高齢者人口が増加することにより、措置対象者も増加するとともに、高齢化する入所者の多様なニーズに対応する必要があるが、職員の不足や低賃金などの問題から適切なサービス提供が困難になる可能性がある。

このような状況を踏まえ、今後適切な対応ができるよう、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 措置施設の運営母体に対する運営・経営状況などの確認体制の構築と職員の離職率を低下させる施策を進めること。

(2) 近年の物価高騰を踏まえて、支弁額と利用料の抜本的な見直し及び財源措置をすること。

(3) 社会福祉法人以外が運営する養護老人ホーム及び広域型介護施設等の大規模修繕に対しても財政支援を行うこと。

5　民生委員・児童委員制度の見直し

少子高齢化、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、社会情勢が変化する中、児童虐待や認知症高齢者の相談事例など困難かつ多岐にわたる案件が増加し、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員活動の負担が大きくなる一方で、その確保が難しくなってきている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 民生委員・児童委員制度を持続可能なものとするための制度の見直し、専門職等による支援を充実すること。

(2) 民生委員・児童委員の人材確保につながる対策と活動内容に見合う活動費用を支給すること。

また、民生委員の活動費に対する地方交付税算定基礎額を増額すること。

6　ひきこもり地域支援センターの拡充

ひきこもりが長期化し、子どもが 40 代、50 代と中高年になる一方、その親も高齢化して働けなくなり、あるいは亡くなったり、介護が必要になったりしたときに、残された子どもが生活に困窮したり、社会から孤立したりする事例が増えている。

よって、県は各圏域毎に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、同じ境遇の仲間とともに進める環境整備をするよう要望する。

7　地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備した町村が、地域の実情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、県は重層的支援体制整備事業の充実と事業の実施に必要な交付金を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

Ⅵ　教育・文化・スポーツ関係

１　教育行政の推進

こどもたちが豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として未来社会を自立的に生きるため、一人ひとりの個性に合わせた教育の実現を図るとともに、社会の形成に参画するための資質・能力を育成する教育環境を整備することが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 特別支援教育支援員に係る経費は、学校あたりの算定基準ではなく学校の実態に応じて適切に人的及び財政的措置をすること。

(2) 教職員及び専門人材の増員と専門性の向上を図ること。

(3) 医療的ケア児が教育・保育の場においても適切な支援が受けられるよう、在宅看護サービスの保険適用範囲を拡大するとともに、支援員の全ての配置時間において経費を補助対象とすること。

(4) 正規教職員数の確保と指導力の向上をはかり、定数加配の充足、教頭複数配置の拡大及び事務の共同実施を行う学校への加配のための財政支援をすること。

(5) 複式学級解消のため、教員定数を規定している標準法を改正すること。

(6) 養護教諭の複数配置の基準を引き下げること。

(7) 部活動の地域移行に係る地域指導者への謝金や運営経費について過度な保護者負担が生じないよう地方財政措置をすること。

また、移行後についても、補助の拡充や財政的支援をすること。

(8) 部活動の地域移行に伴い、指導者の資格取得制限等で所属する中学生が不利益を受けることがないよう、各連盟・協会等に調整・指導助言を行うこと。

(9) 小学校の 30 人学級の導入を実現すること。

(10)ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を拡充するとともに、維持や更新のための費用も支援すること。

また、教員が指導に要する ICT 環境整備についても財政措置を行うこと。

(11)学習者用デジタル教科書の導入教科の拡充並びに授業支援ソフト、デジタル教科書の導入及び維持管理に係る財政措置を行うこと。

(12)各学校の ICT 機器を授業に活用できるよう技術的な側面からの支援に対し、財政支援を拡充すること。

(13)校務支援システムの更新及び維持管理費用に係る財政措置を行うこと。

(14)交付税措置となっているICT支援員の配置に係る経費について、直接的な補助事業を創設すること。

(15)公立学校施設整備事業に対する国庫補助対象事業・負担（算定）割合を拡充するとともに、補助対象の拡充及びそれぞれの地域の実情に応じた交付金算定を行うこと。

また、学校統合に伴い、老朽化により解体せざるを得ない施設について、補助事業の新設及び拡充を検討すること。

並びに、県においても学校設備の改善・更新・除却にかかる新たな補助制度を創設すること。

(16)市町村が単独で実施している学校における熱中症対策に対して、国の補助制度を創設すること。

(17)学校と医療・福祉等関係機関との連携強化のためのコーディネーターの配置を支援すること。

また、学校施設のバリアフリー化に対する財政支援を拡充すること。

(18)多くの住民が利用する文化施設の大規模改修とスポーツ振興の拠点である体育施設の修繕に対し財政支援をすること。

また、地域住民の交流、相談、啓発活動の拠点となっている同和集会所の維持・運営のための財政支援をすること。

(19)文化財の保存・修繕にかかる費用、展示施設の更新及び文化財を紹介する企画展実施に対する財政支援をすること。

(20)「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業」について、文化財の改修費用に充当できるよう制度を拡充すること。

また、申請にかかる手続きの簡略化等、活用しやすい制度とすること。

(21)だれもが利用しやすい図書館づくりのため、施設のバリアフリー化や大活字本、多言語対応のための蔵書の充実にかかる財政支援をすること。

(22)子どもの読書環境を充実させるための施設や蔵書の整備について財政支援すること。

Ⅶ　交通・通信の整備、情報化関係

１　生活交通ネットワークの維持及び確保

地域住民の生活の足として不可欠な交通ネットワークを維持・確保し、地域住民が安心して移動できる社会の実現に向けた支援に係る経費については、地域全体で負担していくことが基本であるが、年々増加している現状であり、町村の財政を圧迫している。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 高齢者、免許返納者、高校生への支援に対する補助制度を創設すること。

(2) タクシー事業の営業区域について、地域の実情に応じた柔軟な制度運用に努めること。

2　デジタル化施策の推進

町村においては、自治体デジタルトランスフォーメーション（DX）やデジタル技術を活用した地域の課題解決等に懸命に取り組んでいるところであるが、今後、更に積極的に対応していかなければならない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 標準準拠システムへの移行費用については、特定移行支援システムの移行が円滑に進むよう、引き続き、経費等に関する相談体制に万全を期すとともに、移行に係る費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用を、国の責任において全額国費で措置すること。

(2) 庁内システム情報端末の整備、庁内ネットワークの構築のほか文書管理・電子決裁の導入など町村の DX の推進に積極的な財政支援を行うこと。

また、ぎふ地域 DX 推進補助金の補助率の嵩上げ及び上限額を令和 5 年度水準まで引き上げること。

(3) 窓口業務等の基幹的サービスについて、国主導による標準アプリケーションを提供すること。

(4) 「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」に基づき、運用経費の早期抑制に向けた取組を着実に推進するとともに、移行前の運用費用を上回る分について、国の責任において全額国費で措置すること。

(5) 情報システムの移行等により、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費は、国の責任において確実に措置すること。

また、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」について補助率を引き上げること。

(6) 「地域未来交付金（デジタル実装型）」について、自治体の規模や財政力によってデジタルサービスの提供格差を防ぎ、小規模自治体においても持続可能な取組を進めることができるよう、交付要件の緩和及び交付対象の拡大を図ること。

(7) マイナンバーカードに関する事務を担う町村の負担が過大とならないよう、申請や更新に係る手続及び事務を簡素化、オンライン化あるいは県単位で広域化するとともに、交付事務費補助金を安定的・持続的に措置すること。

また、マイナンバーカードや電子証明書の有効期限の到来による更新手続の集中が見込まれることから、システムの安全稼働等万全の対策を講じること。

(8) マイナンバー制度の運用においては、町村に超過負担が生じないよう国の責任において万全の措置を行うこと。

特に、地方公共団体情報システム機構が運営する自治体中間サーバー・プラットフォームに係る町村の財政負担に対し、万全な地方財政措置を講じること。

(9) マイナンバーを活用した情報連携を円滑に実施するため、技術的及び財政的に十分な支援を行うこと。

(10)公金収納に係る eLTAX の活用に伴って発生するシステム改修費及び収納に係る経費に対し、十分な支援を行うこと。

(11)町村において、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、その方針に基づく措置を実施する必要があることから、万全の技術的・人的・財政的支援を講じること。

(12)LGWAN 利用・マイナンバー・三層分離など国主導事業の財政支援を充実するとともに、国が求める自治体内情報システムの維持に必要な経費は、ソフト・ハードとも国が負担すること。

(13)住民生活・産業振興含め多様な分野における 5G の全国展開と携帯電話基地局の整備促進及び光ファイバ網の一層の強靭化に向けて積極的な支援と財政措置を講ずること。

(14)戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加については、その趣旨や内容等を国の責任において国民に対し十分に周知すること。

また、必要な経費については、全て国が負担すること。

3　マイナンバーカードの利活用機会の拡充

マイナンバーカード所有者は、コンビニ等で各種証明書を取得でき、住民の利便性、カードの普及率向上には一役を担っている。

各種証明書のコンビニ交付サービスは、全国でも約半数の自治体が導入しているが、そのランニングコストは非常に高額でどの自治体においても財政的負担が大きい。

導入経費は特別交付金で措置されるが、その後の経常経費は一部交付税措置されるとしても、手数料収入、人口減少の傾向からみて、費用対効果に乏しい上、戸籍情報システムの構築により戸籍の届出や公的機関の手続きに戸籍の添付が不要となること等から利用の減少が予想される。

マイナンバーカードを所有することで各種手続が可能になれば、各自が持つ意識も高まるので、住民がカード取得によるメリットを実感しやすい仕組みを構築することが極めて重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 各省庁が連携してマイナンバーカードの利便性を向上させるため利活用策を検討すること。

(2) 証明書の郵便局・コンビニなどにおける自動交付サービスの導入及び運営に係る経費に対する財政支援措置を継続・拡充すること。

(3) 外国人住民に対するマイナンバーカード交付事務について、在留カードとの一体化に伴い、窓口業務が一層増加することが見込まれるため、関係省庁が連携し、事務手続の簡素化を図ること。

Ⅷ　道路整備関係

1　道路網の整備推進及び維持管理財源の確保

道路は地域住民の生活に欠かせない社会基盤であり、災害時の住民避難や支援物資輸送においても道路の必要性は認識されているところである。

また、高度成長期以降集中的に整備された道路施設は老朽化対策が必要となるが、地方においては、メンテナンスサイクルの予算・人材・技術力不足が課題となっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。

(2) 災害時に地域の孤立を防ぐために、各地域へのアクセス道路の複数路線化を推進すること。

(3) 未改良部分が多い山間地域に対して道路整備財源を重点的に配分すること。

(4) 地震災害に強い道路づくりのために、耐震基準に満たない道路施設（橋梁等）の整備に積極的な支援をすること。

(5) 豪雪時における除雪補助の確実な実施及び臨時特例措置による予算確保並びに雪寒地帯の除雪に関する財政需要に配慮した交付税措置を行うこと。

Ⅸ　治水・砂防・治山関係

1　災害から守るための河川整備の推進

近年、局地的・集中的な豪雨により、全国各地で河川の氾濫がおき、死者や行方不明者が出ている状況である。

国及び県においては、未整備区間での改修が順次進められているが、まだまだ十分といえる状況ではない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 河川改修、維持管理に係る費用の財源を確保すること。

(2) 県内河川改修事業へ予算を重点配分すること。

(3) 市町村が内水対策として計画排水量を確保するために行う計画策定及び浸水危険地域への排水機設置に対する支援及び技術指導等をすること。

(4) 河川の洪水流下能力を高めるための浚渫や樹木の伐開、堤防の嵩上げ・拡幅、護岸整備等を推進すること。

2　新丸山ダム建設事業の促進

新丸山ダム建設事業は、洪水時における下流域の治水安全度を飛躍的に向上させるとともに、渇水時における流水の安定や河川環境の保全等に効果を発揮し、安全で安心なまちづくりに寄与するものである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) ダム本体工事の早期完成に向けて強力に事業を推進すること。

(2) ダム建設工事に伴う付け替え道路等の整備を早期完成すべく、事業を推進すること。

(3) 事業の推進にあたっては、地域住民の生活に配慮すること。

(4) 新丸山ダムを活かした観光振興及び地域振興助成制度を創設すること。

３　砂防事業の推進

本県は県土の約８割を山地が占め、土石流やがけ崩れ等により、過去幾度となく被害に見舞われてきた。近年、短期的・局地的豪雨は増加傾向にあり、豪雨による土砂災害は全国各地で頻繁に発生し、その規模も被害も甚大である。

砂防事業は、土砂災害から住民の「いのち」と地域の「くらし」、「産業・なりわい」を守り、安全安心を確保するため、最優先に推進すべき根幹的な事業である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 土砂災害防止対策を推進するため、補正予算分を含めて対前年度以上の予算を確保するとともに物価上昇分も反映させること。

(2) 砂防関係事業を推進すること。

(3) 老朽化した既存砂防施設の機能を維持するため、長寿命化計画に基づき、予防保全型メンテナンスの推進を図ること。

４　治山事業の推進

近年の気候変動による災害発生が増加する中、新たに治山対策を必要とする箇所も増える傾向にあり、森林の公益的機能の維持・増進や国土保全への更なる対策が重要である。

よって、県は引き続き荒廃山地の早期復旧、防災・減災対策と併せ、既存治山施設の長寿命化を推進するための予算を確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

Ｘ　生活環境施設関係

１　水道施設の整備促進

水道施設は、日常生活に必要不可欠なライフラインであるが、給水人口の減少による料金収入の減少や技術者不足のため、老朽化した管路の更新が進んでいない。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 耐震化事業や老朽管更新事業に伴う国庫補助採択要件を緩和すること。

また、国庫補助率を一律２分の１以上に拡充するとともに、県においても新たな補助制度を創設すること。

(2) 災害対策の充実・強化を図るため、浄水装置、給水袋等の整備に対する新たな補助制度を創設すること。

(3) 広域的な水道事業者等の間の連携等の推進と、必要となる技術的及び財政的な援助をすること。

2　県営水道における受水費の見直し

県営水道受水市町の水道事業は今後、水需要の減少、施設・設備の老朽化に伴う有収率の低下に加え、施設の更新や耐震化等に多額の費用が見込まれることから、経営は更に厳しくなる見込みとなっている。

よって、県は優良財源の確保とともに合理的な施設整備の見直しなどにより受水費の値下げをするよう要望する。

3　合併処理浄化槽設置の普及推進

下水道によるし尿処理や水質向上対策が不利な山間地域にあっては、合併処理浄化槽が生活環境の改善、河川の環境保全を図るための有効な方法である。

合併処理浄化槽の設置費用については、国庫補助制度を活用し普及に努めているところであるが、今以上に普及率を高めるには、高齢者家庭や生活弱者家庭が設置しやすい制度が必要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 合併処理浄化槽設置及び更新に対する補助額を引き上げること。

(2) 集合処理型の高度処理型合併浄化槽設置及び単独処理浄化槽撤去補助、宅内配管工事補助を継続すること。

4　下水道施設の整備促進

地方部の町村においては、下水道普及率の向上と施設老朽化に伴う更新や耐震対策などの改築が重要な課題である。

よって、県は下水道の未普及対策への重点的な国庫補助を令和８年度以降も継続するとともに、下水道施設の更新改築に係る国庫補助を継続し、必要な予算額を確保するとともに、補助率の引き上げ及び要件を緩和するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

５　ごみの削減、リサイクル対策事業の推進等

我が国では、循環型社会の形成に向けて3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みを一層強化していく必要があるが、今後、空き家等の廃棄物処理やごみ出しが困難となる高齢者の増加等、廃棄物を巡る課題が増えていくことが懸念される。

よって、県は、第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進するとともに、町村の取組を支援するよう、国に対し強く働きかけるよう要望する。

ＸＩ　農業・農村振興対策関係

１　農業・農村対策の推進

農村は農業所得の減少や地場産業の衰退などから都市部以上に人口の減少、高齢化が進んでいる。

食料の供給や国土の保全等の多面的機能の維持のためにも、農業・農村の再生と振興は極めて重要な課題である。

新たな食料・農業・農村基本計画に基づき持続可能な農村地域の構築を前提とした食料・農業・農村政策が講じられるべきである。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 県営中山間地域総合整備事業の新規採択を推進すること。

(2) 農業農村整備事業の予算を安定的に確保し、県単独農業農村整備事業の充実を図ること。

また、ほ場整備事業のソフト事業である農業経営高度化支援事業の予算を継続確保すること。

(3) 農地利用集積事業を円滑に推進するため、機構集積協力金等の現行制度について、地域の実情に応じた拡充をすること。

(4) 多面的機能支払交付金制度を促進し、必要な予算額を確保すること。

(5) 将来の農地維持のために新たな担い手の育成・確保について補助事業等を拡充すること。

(6) 中山間地域等直接支払交付金の集落協定等の管理・指導事務のデジタル化推進について、システムの導入及び維持には多額の費用が必要となるため、予算の拡充をすること。

(7) 価格高騰が続く農業機械等の導入支援に関し、補助率の引き上げ及び十分な予算額を確保すること。

併せて、小規模経営体でも活用できるよう、経営規模に関する要件を緩和すること。

(8) 国際情勢等により農業機械の納期遅延が発生していることから、農業機械導入支援事業については、単年度主義にとらわれない柔軟な制度運用とすること。

(9) ため池の維持補修に係る予算を確保すること。

２　野生鳥獣被害防止対策の推進

中山間地域において野生鳥獣による農作物被害は非常に深刻な問題となっている。

野生鳥獣による農作物被害が年々増加する一方、有害鳥獣駆除の従事者については、人口減や高齢化等により年々減少しており、新たな従事者を育成することも困難になっている。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 鳥獣被害防止総合支援事業の継続及び必要な予算額を確保し、報奨金の増額及び鳥獣による破損の回復を補助金の対象とする等補助メニューを拡充すること。

(2) 従事者確保に向けて国や県で捕獲隊を組織するなど、捕獲体制づくりへの広域的な取り組みをすること。

また、近隣自治体による広域捕獲体制整備への財政支援を拡充すること。

(3) 有害鳥獣の正確な生息数の調査方法の確立など、より効果的な有害鳥獣被害防止対策を構築すること。

(4) 緊急銃猟制度の運用について、指定管理鳥獣対策事業交付金等による人的支援、情報共有体制の整備支援及び制度運用経費に対する補助の充実を図ること。

ＸⅡ　森林・林業振興対策関係

１　森林整備の推進

木材需要の創出、国産材の安定的・効果的な供給体制の構築、輸出力の強化等により、林業・木材産業の持続性を高めながら 2050 年カーボンニュートラルに寄与するグリーン成長を実現し、地域資源を活かした山村の活性化が図られることが重要である。

よって、県は次の事項の実現に向けて特段の措置を講じるとともに、国に対して強く働きかけるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」で示された森林資源の適正な管理・利用、「新しい林業」に向けた取り組みの展開、新たな山村価値の創造、木材産業競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。

(2) 林業・木材産業循環成長対策交付金の財源確保及び標準単価の見直しを含む既存事業の補助率を引き上げること。

(3) やりがいのある林業として新たな担い手確保に繋げていくため、就業環境の改善、若手従事者の育成、スマート林業の導入促進等の施策を推進すること。

また、路網整備の推進と公共林道事業及び県単林業事業の予算を確保すること。

(4) 町村が行う危険木の緊急伐採に対する財政支援を拡充すること。

2　森林環境譲与税の配分のあり方等

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備がより一層進展するよう、国は配分のあり方及び対象範囲の拡大並びに使途拡大について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じて本制度の理解の醸成を積極的に推進するよう県は国に対して強く働きかけるよう要望する。

3　清流の国ぎふ森林・環境基金事業の拡充

県は、令和8年度末に第3期の終期を迎える「清流の国ぎふ森林・環境税」は、平成24年度の創設以来、県内市町村においても、奥山の間伐の実施をはじめ、生活に密着した里山林の整備、危険木の除去などの森林整備や、次世代を担う若者への環境教育「ぎふ木育」にも活用されてきた。

そのため、令和9年度以降も継続的かつ安定的な取り組みができるよう「清流の国ぎふ森林・環境税」の延長を要望する。

併せて、清流の国ぎふ森林・環境基金事業を活用した市町村への支援制度を継続・拡充し、地域の実情に即した森林整備が促進されるよう要望する。

ⅩⅢ　エネルギー対策関係

1　再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する財政的支援

県土の約8割を占める森林資源や豊かな水資源等、豊富な自然資源に恵まれた岐阜県では、再生可能エネルギーの創出拡大と活用を促進するため、地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギーの地産地消の推進に取り組んでいる。

よって、県は今後のエネルギー対策として、再生可能エネルギーの普及促進及び設備の導入・改修等に対する補助事業の拡充など財政的支援を拡充するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

２　環境保全対策の推進

SDGs やパリ協定という国際的な共通目標の下、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す動きが加速している中、我が国においても2050年カーボンニュートラル及び2030年、2035 年、2040 年温室効果ガス排出削減目標の実現に向け、これまで以上に国、地方自治体、企業等の連携及び各機関による実現に向けた取り組みが求められている。

よって、県は地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての町村を支援できる十分な財源を継続的、安定的に確保するよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

ⅩⅣ　その他

１　地籍調査事業の推進

令和 7 年度末の地籍調査の進捗率は、国全体では 53％となっているが、岐阜県では約 18.9％と著しく遅れているのが現状である。

地籍調査事業は、まちづくりの観点からも極めて重要な事業であるが、地籍調査事業の人員確保が困難となっており、人員体制の不足は事業の進捗の妨げに繋がっている。

よって、県は地籍調査事業の積極的な推進を図るため、市町村計画に基づく要望額に見合った予算配分をするよう国に対して強く働きかけるよう強く要望する。

２　空き家対策に係る補助の拡充及び規制緩和

空き家は安全、防犯、衛生、景観など様々な面で周辺環境に悪影響を及ぼす恐れがあるため、空き家の増加を防いでいくことが大きな課題である。

よって、県は次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 空家除却費支援事業の補助額の引き上げ及び補助枠の拡大を図ること。

(2) 市街化調整区域の空き家は、都市計画法上の用途制限や再建築が困難なことから、市街化調整区域における空家市場の流動性強化のために以下の事項を要望する。

① 開発許可基準の緩和により用途変更や除却後の跡地利用に関し許可要件を緩和すること。許可要件の不明確さが流動性を阻害しないよう、許可事例を共有すること。

② 宅建業者が調整区域の物件を積極的に扱えるよう空家仲介におけるインセンティブとして助成制度を設けること。

③　空家の購入者は更地であることを条件に購入を検討される場合がある。住宅を除却した場合も、住宅用地特例を据置く措置を設けること。

３　地域活性化起業人制度の受入自治体要件の緩和

地域活性化起業人制度活用できる受入自治体は都市圏外や一定の過疎・人口減少地域に限定されている。

よって、県は人口減少率が高い市町村に、「2050 年将来推計人口が 30%以上減少する市町村」を含めるなど、真に意欲ある町村も活用できるよう、受入要件の緩和をするよう国に対して強く働きかけるよう要望する。

４　旅券のオンライン申請手続の改善

旅券のオンライン申請は全て旅券センターでの受理及び審査として処理を行うよう要望する。

また、パスポートの作成期間はオンライン申請時の受取窓口選択画面で、「市町村窓口」と「旅券センター」の両方を表示するとともに、それぞれに標準処理期間を併記するよう要望する。

５　岐阜県企業立地促進事業補助金の見直し

企業の誘致にあたっては、企業への助成措置や優遇措置が必須であるが、岐阜県企業立地促進事業補助金について、令和８年度からは対象や補助額が縮小されている。

よって、県は県内市町村における企業誘致の取り組み促進、既存企業の投資意欲の向上のため、岐阜県企業立地促進事業補助金の対象や補助金額の見直しをするよう要望する。

６　飼い主のいない猫の問題対策

近年、飼い主のいない猫（いわゆる野良猫）に起因する生活環境上の問題は、鳴き声、ふん尿被害、繁殖による個体数の増加等により、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。これらの問題に対しては、動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に基づき、不妊去勢手術を実施した上で地域に戻し飼育管理する、いわゆる地域猫活動が有効かつ持続的な対策として広く認識されている。しかしながら、不妊去勢手術には一定の費用を要し、地域住民やボランティアの自主的な取組のみに依存する現状では、継続的かつ広域的な対策の推進には限界がある。

また、財政基盤の脆弱な市町村においては、十分な支援制度の構築が困難であり、地域間で取組の進捗に差が生じている状況にある。

よって、県は支援制度の拡充及び財政措置を講ずるとともに国に対して強く働きかけるよう要望する。